



# HOKKAIDO UNIVERSITY

|                  |                                                                                   |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| Title            | 旧約聖書に於ける「天の万象」礼拝理解のために                                                            |
| Author(s)        | 菊地, 純子                                                                            |
| Citation         | 基督教学, 23, 26-31                                                                   |
| Issue Date       | 1988-07-18                                                                        |
| Doc URL          | <a href="https://hdl.handle.net/2115/46464">https://hdl.handle.net/2115/46464</a> |
| Type             | journal article                                                                   |
| File Information | 23_26-31.pdf                                                                      |



# 旧約聖書に於ける「天の万象」 礼拝理解のために<sup>①</sup>

菊地 純子

序にかえて

(一) 「天の万象」礼拝の行なわれた時代

(二) 「天の万象」礼拝の対象・性格・形

(三) 古代オリエントの「夜の神々」

まとめ

古代イスラエルの王国時代に所謂「異教礼拝」が行なわれていた事は、当時の預言者達による厳しい批判等から疑いようのない事実として知られている。本稿の課題は、その一つである「天の万象」礼拝について歴史的に光をあてることである。

「天の万象」についての旧約聖書のテキストは、文脈の違いから、(1)礼拝の事実を伝える、(2)礼拝を禁止する、(3)「天の万象」の失墜を宣言する、(4)「天の万象」がYHWHの支配下にあると説くもの、に分類できよう

(表一)。

(一) 表一に掲げたテキストはいずれもその意図を通じて「礼拝」の事実を伝えている。1の1によれば、北イスラエル王国で礼拝が公然と行なわれ、その熱心さは相当で、申命記史家は、他の礼拝との混合宗教となったことが、神の怒りをかい、王国滅亡という神の審判を引き起した一つの原因であると判断したほどである。南ユダ王国の王マナセが礼拝した事は1の2及び1の3より知られる。続く王アモンについては何の情報もないが14のにあるように、次王ヨシャが、「宗教改革」の一端として、礼拝のための祭具を排した事は、マナセ・アモン両時代に、他ならぬエルサレム神殿で、他の異教礼拝と並んで行なわれたと考えてよい。これは2の1、2の2により支持される。すなわち申命記のこの部分の成立時期をヨシャの「宗教改革」の前頃とするならば、太陽、月と並んで、「天の万象」の礼拝の厳しい断罪は、当時の宗教的状况を反映している。3のテキストは、ダニエル書を除いてすべて南ユダ王国末期の預言である。3の2、3の3のエレミヤの預言が、同時代に活動したゼパニヤの預言(3の4)と同じく、ユダの指導者、エルサレム市民を特に断罪しており、礼拝の担い手は特にそれらの

**表一** 「天の万象」のテキスト

1 「天の万象」礼拝の事実

- 1の1 北イスラエルの罪の一つ： 鋳た像，二頭の子牛をつくり，アシエラをつくり「天の万象」に身をかがめバアルに仕えた。  
列王紀下 17:16
- 1の2 南ユダの王マナセの行い：「天の万象」に身をかがめて彼らに仕えた。  
列王紀下 21:3
- 1の3 // : 神殿の二つの庭に<sup>(5)</sup>「天の万象」のために祭壇を建てた。  
列王紀下 21:5
- 1の4 南ユダの王ヨシヤの行い：「天の万象」のための祭具を神殿から運び出させた。  
<sup>(6)</sup>マナセがつくった祭壇をこわし<sup>(7)</sup>細く砕き……。  
列王紀下 23:4  
23:12

2 「天の万象」礼拝の禁止

- 2の1 モーセの第1回の説教の勧告： 彼ら ('eṭ-haššemeš wə'eṭ-hayyārē'āḥ wə'eṭ-hakkōkābīm kol šəḇā haššamayim)を見て，惑わされたり，身をかがめたり，仕えたりしてはいけない。  
申命記 4:19
- 2の2 律法の礼拝の違反についての部分： 太陽，月，「天の万象」の前で身をかがめたものは石打ちによる死刑。  
申命記 17:3

3 「天の万象」失墜の預言

- 3の1 イザヤの預言：「天の万象」はくずれてなくなり天は巻物のように巻き上げられる。  
イザヤ書 34:4
- 3の2 エレミヤのエホヤキム時代の預言： ユダの王，官僚，祭司，預言者，エルサレム市民の骨が墓から出されて太陽，月，「天の万象」の前にさらされるが何事も起らない。  
エレミヤ書 8:1-2
- 3の3 エレミヤのエルサレム時代のエルサレム破壊の預言： 屋上で「天の万象」に香をたいた家が汚される。  
エレミヤ書 19:13
- 3の4 ゼバニヤの異教祭儀への批判： 屋上で「天の万象」に身をかがめる者を絶つ。  
ゼバニヤ書 1:5

4 YHWHの支配下にある「天の万象」

- 4の1 ユダの王ヨシヤバテの時代のミカヤの預言： YHWHの王座の脇に「天の万象」がたつ。  
列王紀下 22:19
- 4の2 雑婚の罪をあがなう礼拝で：「天の万象」はYHWHを拝む。  
歴代誌下 18:18
- 4の3 「天の万象」はYHWHの息によってつくられた。  
詩篇 33:6
- 4の4 キュロスによる解放の預言： YHWHは「天の万象」を指揮する。  
イザヤ書 45:12

表一 「天の万象」 礼拝の行われた時代

|      |       | B C 700   |       | 600   |
|------|-------|-----------|-------|-------|
| テキスト | 1 の 1 | 北イスラエル    |       |       |
|      | 2     |           | _____ |       |
|      | 3     |           | _____ |       |
|      | 4     |           | _____ |       |
|      | 2 の 1 | .....     |       |       |
|      | 2     | .....     |       |       |
|      | 3 の 1 | _____ (8) |       |       |
|      | 2     |           | ..... | } (9) |
|      | 3     |           | ..... |       |
|      | 4     |           | _____ |       |

表三 「大熊座」への儀式: STT 73, 88-91 // LKA 138, 2-5

付随する儀式: 鉢の大麦を取る。まだ女性を知らない少年が、日柄の良い日に……し、挽く。夜になって、その少年は、屋上で、星の前で、大熊座の前で、香炉と杜松とあぶった粉を皆、燃やす。祭司は、立ち、この呪文を、星の前で、大熊座の前で三回唱える。清水が献げられ、その後託宣が下る。

人々であったと考えられる。この様に、テキストの証言は「天の万象」礼拝が、北イスラエルあるいは南ユダ王国末期に行なわれていたことを示す(表一)。この時代特にマナセ・アモン兩時代は、新アッシリア帝国が軍事的にも文化的にも圧倒的にシリヤ・パレスチナを支配していた時代であった。こうした当時の世界情勢を考えると「天の万象」に比すべき神を、新アッシリア帝国を含む古代オリエント世界に求める事は「天の万象」礼拝理解する上で興味深い。

(二) 「天の万象」とは「天の軍隊」(*šebā haššamayim*)という直訳が示す様に、天体の中で集団で把握された存在である。2 の 2 では太陽・月と並べて書かれているが、2 の 1 では、太陽・月・星と並べた後すべてを受けて「天の万象」と言われているように思われる。しかし 3 の 2 では再び太陽・月・天の万象は並列しているし、2 の 1 も星を言いかえて、星の性質を説明するために「天の万象」を加えて書いたとも考えられる<sup>4</sup>。従って「天の万象」が星である事は充分受け入れられる。礼拝の対象としてでなく、数の多さの表現として、海の砂と並べて「天の万象」があげられているテキスト(エレミヤ書三三・二二)もこの理解の方が

自然である。星についてイスラエルでどの程度の知識があったのか旧約聖書の中から詳細は知りえず、特定の星や星座を考えていたかどうかを含めてこれ以上の議論は慎しみたい。

星である「天の万象」を礼拝する場合は、3の3、3の4から建物の屋上であったと考えられる。特定の祭具もあり（1の4）、仕える事が禁示されている（1の4）ので、定期的祭儀もあったであろうし、特定の祭司がいた可能性もある（列王紀下二三・五）。又礼拝の際には香をたいて儀式を行った（1の4、3の3）。

礼拝の担い手が明らかにされた際にふれたが、王をはじめとして（1の2、3、4）ユダ王国の指導層に特徴的な礼拝であったと考え（3の2、4）、礼拝の性格は公的礼拝の側面が強かったと考えられる。こうした公的な場での礼拝が、国家宗教としてY H W H礼拝を確立しようとしたヨシヤの時代に最も強く反撃を受けたことは当然である。4の1～4のテキストは、「天の万象」が既にY H W Hの支配下にあると主張するが、Y H W Hと「天の万象」の関係は、本稿の視野には入らない別のテーマである。ただY H W Hが「終日勤務」を期待されているテキストがあり（詩篇三五・二三、四四・二三、

五九・五）、「天の万象」の力を否定した旧約聖書の主張と共に、古代オリエントのパンテオンと比較して旧約聖書の独自の世界を特徴づけている。

（三）古代オリエント世界はイスラエルの世界と異り、全く人々と関らなかった二千年の期間の後に、近年の発掘により私達に知られる様になった。史料の多さはアカド語だけでも旧約聖書とは比べるべくもなく、地域的にも時代的にも、一括して扱うことが不可能なほど多様である。その中で文学や宗教文書の類はその当時で千五百年位の伝承の歴史を持つ事がある。本稿の興味の対象となる新アッシリア帝国の後期は特に天文学・占星学が飛躍的に発展した時代で、それまでの伝統を受け継ぎ、星 (*kakḫabnu*) について様々なアプローチから文書を残している。旧約聖書と共通するものとしては星の属性を文学的表現として使う一方で、星は神々として考えられた。病を司る神として、多くの医学テキストに登場し、さらに古代オリエントの三主神であるアヌ・エア、エンリルに分配された星々が占いの対象とされて、国事の決定に重要な役割を果たした。星座も古くから知られ、占いの対象となったり、神として拝まれたりした。表―三のテキストは、大熊座の前で夜、屋上で香をたく儀式

が行なわれている点で、「天の万象礼拝」を髣髴とさせる。しかし本稿では集団として星が礼拝される事に関心があり、そうしたものとしては「夜の神々」がある。「夜の神々」のテキストは古巴ビロニア時代から新古巴ビロニア時代にわたって書かれており、現在までに、アナトリア、シリヤ、アッシリヤ、バビロニアから発見されたものが、大小あわせて一七ある。それらは、神の働きから(1)人間の運命を決める。(2)現実となった運命を変える。(3)清める。テキストに分類され、テキストの「類型」(Gattung) から(1)祈祷、(2)月食占い、(3)凶を追いかける(namburbi) (4)悪霊を焼き払う(maqlû) (5)神像を開眼する(mispi) テキストに分けられる。そしてこれらの核になるのは、古巴ビロニア時代の晩祷のテキストである。そのテキストの分析の結果、「夜の神々」は太陽神と昼夜を分けて任務に当った神で、太陽神と同じく、祈祷と儀式が組合みわされた、当時の「宗教裁判」の法廷で裁判官として、人間に対して正しい裁きを行なう神であった。その際、常に特定の星、星座が「夜の神々」として礼拝されたというのではなく、礼拝の夜の明るい星や星座が呼びかけられたようである。「夜の神々」につけられた形容辞(Epitheton)は、公的宗教に関する神につけ

られる「偉大なる」(rabûtum)であった。

聖書の存在を通して、今に至るまで人類に多大な影響力を持つて来た古代イスラエルの世界も当時の環境世界の中ではまことに小さい存在であった。政治も文化も環境世界に負う所大きく信仰の世界も例外ではなかった。

しかしこれは、古代イスラエルに独自性がなく、古代オリエントからすべて説明できるという事ではない。ここで見取あげた「天の万象」と「夜の神々」も完全に同一視することはできない。要は、一つの「文化」を共有していた事実を確認することで、その事により、イスラエルの特殊性なり(ここでは「天の万象」礼拝への批判の重さという事になろうか)、を明らかにすることである。

- (1) 本稿は一九八七年五月二五日の明治学院大学に於ける日本旧約学会東部部会での研究発表と同年七月二十日の北星学園女子短期大学での第二六回北海道基督教学会の研究発表の要旨である。問題点の簡単なまとめは『聖書と教会』誌一九八七年十月号の研究ノートに掲載されている。本稿(三)部分で割愛した「夜の神々」への晩祷テキストに即した議論は『オリエンツ』誌第三一巻一号の拙文に詳しい。
- (2) 総説旧約聖書 日本基督教団出版局 一九八四年 一七四頁を参照。

- (3) その一つの例証はシリヤで発掘された印章である。印章は公・私文書に必要な物で、作られ使われた時期の文化的特徴を反映するものであるが、シリヤの独特の文様が新アッシリア帝国と同時代には、押しなべてアッシリア的なものに取って換えられている。
- Das Rollsiegel in Syrien, Ausstellungskataloge der Universität Tübingen Nr. 11, Tübingen, 1980, 136 頁以下。
- (4) 表—1 の 2 の 1 を参照。Gesenius Hebrew Grammar, Oxford, 1970, § 131, a, c.
- (5) 列王紀上六章以下の描写では、神殿に二つの内庭はなく、二つの第二の庭は神殿地区内の宮殿の庭（列王紀下二〇・四）ではないかと、エゼキエル書四〇章以下では二つの庭を描いているが、そのことと同じくこのテキストも捕囚後の記述であるとか、テキストの史料価値が論じられている。J. Gray, I & II Kings, Old Testament Library, SCM Press, 1977, 706 頁以下を参照。
- (6) 註(5)の問題と関っている。同書 737 頁。
- (7) テキスト本文に問題があり (wayyāroṣ miššām) 読み換えた (wayyediqem šām)。
- (8) 総説旧約聖書、三六七頁参照。
- (9) 同書、三八六頁参照。